

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴うスズキの出荷自粛について

平成24年10月12日に金華山北側の定置網において漁獲されたスズキの放射性セシウム濃度を検査した結果、下記のとおり食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に規定する食品中の放射性物質の基準を超える値が検出されたので、当分の間、金華山以北の海域（別紙参照）において、スズキの出荷を差し控えるよう生産者等に要請しましたのでお知らせします。

なお、金華山以南の海域におけるスズキについては、原子力災害対策本部長より、本年4月12日付けで出荷制限が指示されておりますので申し添えます。

記

1 検査結果

- | | |
|--------|------------------------|
| ①採取年月日 | 平成24年10月12日 |
| ②採取場所 | 金華山北側の定置網 |
| ③検査判明日 | 平成24年10月16日 |
| ④測定値 | 110ベクレル/kg（放射性セシウム合計値） |

2 出荷自粛要請内容

- | | |
|-------|---------------------|
| ①対象魚 | スズキ |
| ②対象海域 | 金華山以北海域（別紙①、②、⑤の海域） |

3 対応状況

○現在、国から出荷制限が指示されている金華山以南の海域に加え、金華山以北の海域で漁獲されるスズキの出荷を行わないよう、漁業者団体及び流通関係団体に要請した。

○なお、当該定置網から水揚げされたスズキについては、全てが検査検体とされたため流通していない。また、当該定置網では平成24年10月12日から本日までスズキは漁獲されていない。

(10月16日現在)

スズキ

[水揚自粛等経過]

- 1) 3月30日 ③、④海域 (連絡会議要請)
- 2) 4月10日 ③、④海域 (県要請)
- 3) 4月12日 ③、④、⑥海域 (国指示)
- 4) 10月16日 ①、②、⑤海域 (県要請)

